

兵庫県公報

平成21年8月14日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 兵庫県税条例に基づく県税の申告等の期限の延長（税務課）	1

告 示

兵庫県告示第921号の2

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号。以下「条例」という。）第11条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に課税地を有する者に係るもので、その期限が平成21年8月9日以降に到来するものについては、証紙徴収の方法による納付及び条例第97条第2項に規定する自動車取得税証紙印の押印による納付に係るものを除き、その期限を別途兵庫県告示で定める期日まで延長する。

平成21年8月14日

兵庫県知事 井戸敏三

指定地域

朝来市のうち平成17年4月1日合併前の旧朝来町

宍粟市一宮町

佐用郡佐用町のうち平成17年10月1日合併前の旧佐用町及び旧上月町